

第一號議案 労働組合法即時制定要求の件

執行委員会提出

主 文

日本労働組合會議第二回年度大會は、左記要綱を具する労働組合法の即時制定を要求す。

労働組合法要綱

- 一、本法に於て労働組合と稱するは労働條件の維持改善及其他被傭者の共同利益の保護増進を目的とする被傭者の團體又はその聯合を謂ふ。
- 二、本法の適用を受けんとする労働組合の代表者は組合規約を添へ主たる事務所を在地の地方長官に届け出ることを要す。
- 三、労働組合規約には左の事項を記載する事を要す。
 - (一)名稱、(二)目的、(三)主たる事務所、(四)組合員の資格に関する規定、(五)組合員の加盟脱退に関する規定、(六)組合の大會其他の會議に関する規定、(七)組合の執行機關並に其他役員の權限資格及任免に関する規定、(八)加盟金及組合費並に會計に関する規定、(九)組合規約の變更に関する規定、(十)組合の聯合及合併に関する規定。
- 四、労働組合並に其の事業に對しては諸税を賦課せず。
- 五、労働組合は労働争議につき、役員其他組合員が他人に加へたる損害を賠償する責に任ぜず。
- 六、雇主又はその代理人は労働組合員たる故を以て被傭者を解雇する事を得ず。雇主又はその代理人は被傭者を労働組合に